

# 国内外に広がる

## 「所得税法第56条廃止」の声

意見書を採択した自治体の一覧



許せません!

# 所得税法第56条

## 業者婦人の働き分を認めない 差別的税制

56条は廃止すべき 05

### 国連で56条の不当性を告発

- 所得税法第56条の問題は、2009年国連女性差別撤廃委員会 (CEDAW) の審議で初めて取り上げられました。全商連婦人部協議会 (全婦協) が、日本婦人団体連合会や日本女性差別撤廃条約NGOネットワークとともに提出したレポートに対する質問がきっかけになり、国連の場で56条の理不尽さを明らかにしました。
- 16年の総括所見では、日本政府に「所得税法の見直し」が勧告されました。所得税法が個人事業者や農業従事者の配偶者や家族の所得を必要経費と認めておらず、人権を侵害し、女性の経済的自立を事実上妨げる差別法規であると指摘しています。
- 2017年11月には、日本弁護士連合会が、56条及び57条の見直しを求める意見書を公表しました。

※国連の女性差別撤廃委員会 (CEDAW) は、1979年に国連で採択された「女性差別撤廃条約」に基づいて設置された国際機関です。条約実施状況を審議し「総括所見」を発表、勧告を行います。

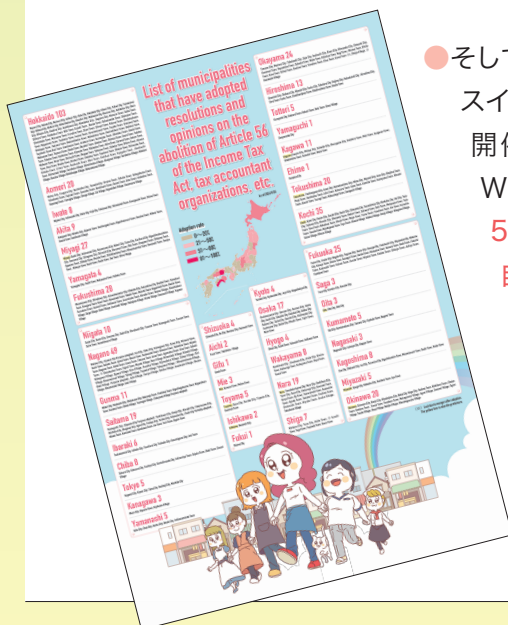
業での女性の労働を認めるよう所得税法第56条を改正すること」と勧告しました。

- 「所得税法第56条を改正」まで書かせたことは、民商婦人部・全婦協が長年にわたって主張してきた「56条は廃止せよ」の運動の正当性が、国際社会からも認められたと言えます。

私たちは、この勧告を機に56条廃止をめざす運動をさらに前進させようと、業者婦人の切実な要求を集め、国・自治体に働き掛け、56条廃止の意見書採択を広げる取り組みを強めています。いま、地方議会の意見書採択は586自治体に広がっています。(2026年4月6日時点)

- 日本政府は、自治体からの意見書や国連の勧告にも背向け「事業所得等の適切な申告に向けた取組を進めながら、税制等の各種制度の在り方を検討する」とし、申告方法による差別を継続する考えです。財務省も、記帳水準と家族従業者の人権をてんびんにかけるかのような回答を繰り返しています。こんな人権侵害が許されるはずはありません。広範な女性たちとの共同行動を強め、一刻も早く56条を廃止することが必要です。

- そして2024年10月、スイスのジュネーブで開催されたCEDAWの総括所見では、56条が農村・商工自営業の女性たちの経済的自立を妨げる差別的法規であることが指摘され、日本政府に対し「家族経営企



## 全商連婦人部協議会

〒171-8575 東京都豊島区目白2-36-13  
TEL: 03-3987-4391  
fujin@zenshoren.or.jp  
https://www.zenshoren.or.jp/

個人事業者の配偶者や子どもは、働く者の当然の権利を奪われています。これっておかしくないですか？



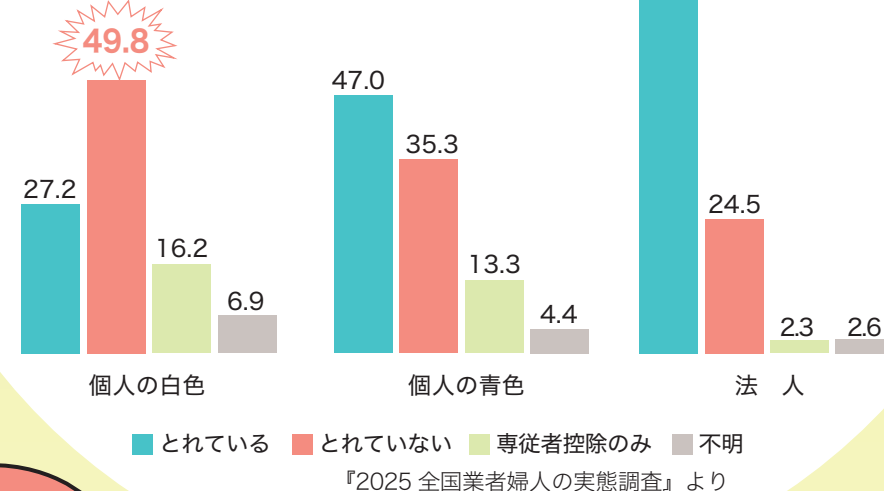
夫を専従者として店をやっていますが、夫が交通事故に遭い、保険から専従者控除分だけの保障しか受けられないことが分かりました。2人で必死に働いているのに、たったそれだけ…。56条はまだまだ消えない差別的な法律です。(鉄板焼き)

両親の代からの電気工事業を夫が継承し、夫婦二人三脚で働いています。朝早くから夫と現場へ入り重労働をこなし、帰宅後は急いで家事、さらに領収書の整理や帳簿、請求書作成と事務仕事も全部私の仕事。毎日ヘトヘト…こんなに働いているのに私の働き分は認めてくれないのは何ぞ?! (電気工事業)

夫は丁寧な仕事でお客さんを大事に、メガネ店をやっていました。今は息子が継いでいます。私は若いころから勤めており、給料をもらっていました。途中で退職し、夫を手伝うようになって「私の働き分は？」と戸惑いました。1人の人間としての権利もないのです。(メガネ店)



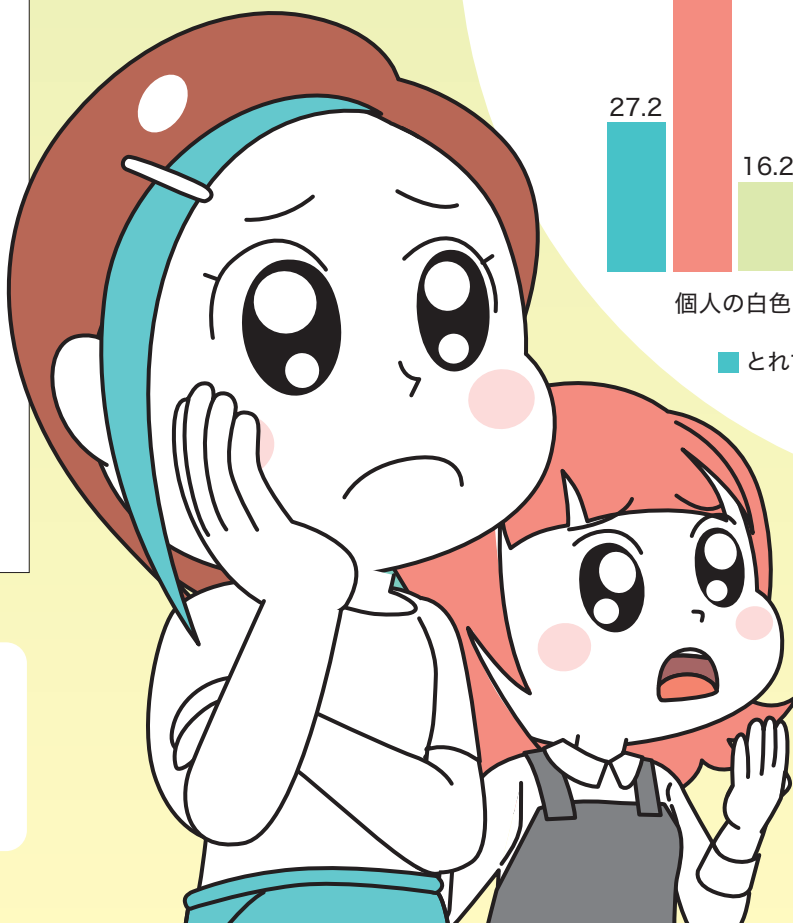
### 家業で働いた分の報酬(給与)が取れているかどうか(%)



### 所得税法第56条

所得税法第56条は、「事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」(条文趣旨)として、家族従業者の働き分(自家労賃)を経費として認めないことを規定しています。

白色申告の場合、事業主の所得から、配偶者が年間86万円、家族が同50万円を控除されるのみで、時給に換算すると最低賃金にも及びません。このため、自営業者の配偶者や家族は、社会的にも経済的にも自立しにくく、社会保障や行政手続きなどで不利益を受けています。後継者育成にも大きな妨げとなっています。



# こんな悪法が何であるの?!

56条は、家長に絶対的な権力を持たせた戦前の「家父長制度」の考え方から作られています。

その発想は、明治20年に制定された所得税の第1条但し書き【同居ノ家族ニ居スルモノハ総テ戸主ノ所得ニ合算スルモノトス】にさかのぼります。

1947年、敗戦の反省にたって作られた「**日本国憲法**」の制定により「**家**」制度は廃止されました。

税制の民主化も進められ、**シャープ勧告**(1949年)により、家父長制的「世帯合算課税」の多くは、**民主的「個人単位課税」に改められました。**

**シャープ勧告**  
「合算課税制度は、同一の生活水準・同一の担税力水準にある納税者よりも高い税率で課税する不公平な制度である」として、合算課税制度は廃止し、個人別に課税するよう日本政府に求めた

しかし、個人事業者に対してだけ「民主的家族制度が十分に定着していない」ことなどを理由に【**事業から対価を受ける親族のある場合の必要経費の特例**】として「**所得税法第56条**」が設けられました。

## ここがおかしい56条!

家族経営に家族合算課税を強いる56条は、【**個人の尊重と幸福追求権**】(憲法13条)や【**家族における個人の尊厳と両性の本質的平等**】(24条)に反します。

家族の正当な働き分を認めない56条は、配偶者と家族の当然の働き方を歪めるという意味で、「**職業選択の自由**」(憲法22条)に対する侵害とも言えます。

所得が認められないことは「**財産権の保証**」(憲法29条)を犯しており、経済的自立の妨げとなっています。

申告の仕方によって、実際の家族の働きを否定することは、「**法の下の平等**」(憲法14条)に反します。



速やかに廃止するべきです。  
人権侵害の56条は

# 56条は廃止すべき 01

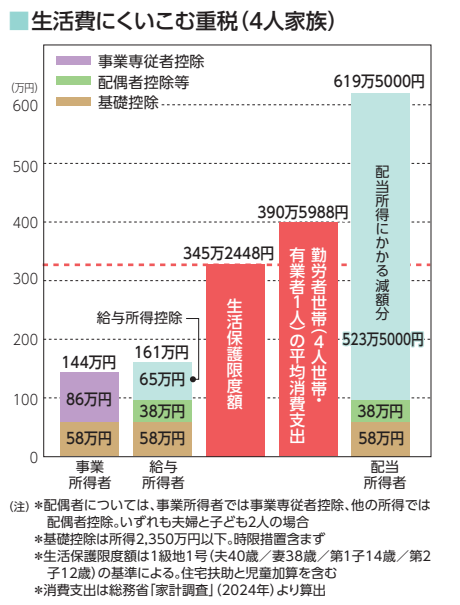
## 家族経営への偏見、地域振興の妨げ

家族経営の多くは、事業主と配偶者、その家族の働きに支えられています。地域活動にも積極的に参加し、コミュニティの絆を育んでいます。

全商連が策定した「**日本版・小企業憲章(案)**」(2011年7月10日)では、**家族経営そのものが地域貢献**につながると積極評価し、共感を広げています。同時に、「**自営業は勤労世帯でありながら自家労働を認めない税制のもとで、課税最低限はもっとも低く、申告形態も記帳によって差別され、家族の働き分さえ経費に認められていません**」と告発し、家族経営の振興のため、差別的税制をなくすよう求めています。

業者婦人や子どもたちの働き分を税法上、必要経費と認めない**所得税法第56条は、家族経営に対する差別と偏見であり、業者婦人や子どもたちの役割を否定し、その地位を低下させています。**

最低生活費にくい込む税負担が、家族経営の繁栄や地域経済の振興を妨げるという点からも、**所得税法第56条は廃止されるべきです。**



# 56条は廃止すべき 02

## 課税当局が主張する“56条の必要性”ってホント?



「**企業と家計とが十分に分離されていない**」

同じ個人事業であっても、**青色申告を選択した場合には、所得税法第57条により、特典の一つとして、家族従業者の給料を必要経費とすることを認めています。**  
※特典により格差をもうけた課税当局の狙いは、申告納税制度の下で、**帳簿書類を基礎とした正確な申告を徹底させることにありました。**

1984年、課税当局は、白色申告者でも、年間所得が300万円を超える場合に記帳を義務づけました。

2014年1月以降、**すべての事業者へ記帳が義務付けられました。**

家族経営の事業者は、家計と事業経費が混在しないよう努力を重ね記帳義務を果たしています。

**当局の主張は、ますます矛盾に満ちたものとなっています。**

### ※「青色申告にすれば」と言われますが?

青色申告は、税務署長が条件付きで一部経費を認める「特典」で、**いくつもの義務が課されます。税務署長の裁量で取り消されることもあります。**

家族一人ひとりの働き分を認めたものとは到底いえません。

白色申告や青色申告、法人申告といった**申告形態に関わらず、家族一人ひとりの働き分は、必要経費と認めるべきです。**

## 「生計を1つにする親族に対して 給与を支払う慣行がなく事業から生じる 所得は事業主が支配していると考えた方が 実情に即している」

56条制定から70年以上が経過し、家族のあり方や産業形態も変化し、夫婦が独立した財産を管理する家庭が増え、**事業主(家長)が所得を支配しているという考え方は、実態からかけ離れています。**

家族一人ひとりの経済的な自立と、豊かな生活を保障するためには、自らの働き分に見合った給与を求めることは自然な考え方です。税制の上で家族従業者に無償労働を押し付け、個人の尊厳をふみにじる**所得税法第56条は、今すぐ廃止すべきです。**

# 56条は廃止すべき 03

## 国民健康保険に 傷病・出産手当の創設に弊害をもたらす56条

民商婦人部・全婦協が、いのちと暮らしを守るために取り組んでいる「**国民健康保険に傷病・出産手当を創設する制度の確立を**」の運動でも、56条の問題が大きな要因となり、制度の確立を阻んでいます。



厚生労働省は「**傷病・出産手当は給与に対する所得補償という考え方に基づいている。自営業者の所得を正確に把握することが難しい**」ことを理由に挙げて国保に傷病・出産手当を法定給付にしていません。

**56条を廃止して家族従業者の働き分をきちんと認めれば、所得を把握することはできます。**

傷病・出産手当の創設は、家族従業者に限らず、フリーランスで働く女性や、国保に加入する全ての国民に共通する要求です。24年のCEDAW総括所見でも「**国保の傷病・出産手当など基本的サービス(社会給付を受ける機会)の確保**」が日本政府に勧告されています。勧告を誠実に実行するよう求めていきたいと思います。

# 56条は廃止すべき 04

## 男女格差を助長する 女性の無償労働は解消を



国際的にも大きい日本の男女格差。「世界経済フォーラム」(2025年)による男女平等の度合いを示すランキングで日本は、世界148カ国のうち118位です。政治と経済分野での遅れが特に目立ちます。

56条の根底にある家父長制にしばられた慣習や「**女性の賃金は家計補助的なものだから低くても構わない**」という考え方が放置され、男女格差を助長しています。働き分を正に認めさせることは、雇用の有無に関わらず、すべての働く女性が一人の人間として、普通に暮らしていける労賃を保証させる土台となるものです。

人間らしく生き、働くための労働条件や事業者支援、社会保障制度の確立に向けたルールを国際水準にまで引き上げることが強く求められます。

## 世界では / 「家族従業者の賃金は経費」が常識

- アメリカ** 家族従業者であるか否かを問わず、正当な給与は事業経費として控除を認める
- イギリス** 事業目的のために行われたものについて、事業上の経費として控除を認める
- ドイツ** 事業経費として支払われた金額をすべて控除するのが原則
- フランス** 家族従業者に対する報酬は、損金または必要経費として控除が認められる(※)
- 韓国** 従業員には配偶者・扶養親族も含まれ、給与は事業所得の必要経費と認められる
- オランダ** 家族従業員への賃金は控除可能
- 日本** **配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない**

※配偶者給与には一定の制限あり